

平成29年第12回公安委員会定例会議概要

開催日 平成29年4月27日(木)

開催場所 熊本県警察本部公安委員会室

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞5件、意見の聴取31件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

各部からの報告

1 平成28年度会計監査の実施結果について

【報告の要旨】

平成28年度会計監査は、警察本部34所属、警察署23署、また、平成28年度捜査費証拠書類の書面監査は、警察本部16所属、警察署23署に対して実施した。

実施項目は、

- 収入事務
- 支出事務
- 物品管理
- 文書管理
- 遺失物管理

であり、改善等必要な事項は認められなかった。

監査結果については、各所属へ通知するとともに、適正な会計経理に反映させる。

また、平成29年度の会計監査において指導事項の改善状況を検証するとともに対面確認を実施する。

2 熊本県公安委員会事務専決件数報告について

【報告の要旨】

警務部から、平成29年3月中の熊本県公安委員会事務専決件数についての報告が行われた。

3 国際情報照会手配出資法違反事件被疑者の逮捕について

【報告の要旨】

熊本県警察では、平成29年4月19日、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反で、被疑者A(無職、女性、62歳)を通常逮捕した。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「加害者の不動産を差し押さえることはできないのか。全国的に注目を集めている事件なので、警察の信頼を得るためにも加害者が所有する財産の全てを解明し、被害者救済ができるようお願いする。」旨の発言があり、警察から、「犯罪収益で得た物であれば、差し押さえをすることができる。不

動産、現金等の所在特定を行うよう指示している。」旨の説明があった。また、委員から、「テレビ、週刊誌等のマスコミ報道が過熱しているが、どこで情報を入手しているのか。県警では情報を一本化しているのか。」旨の質問があり、警察から、「県警からの情報はほとんどなく、報道各社が海外での取材等により情報を入手したものである。県警では本部の担当課を窓口一本化して対応している。」旨の説明があった。

4 熊本市中央区において連続発生した強盗致傷事件の発生・検挙について

【報告の要旨】

熊本県警察では、平成29年4月7日及び同年4月11日に熊本市で連続して発生した強盗致傷事件につき、被疑者A（無職、男性、41歳）を同年4月13日、強盗致傷罪で通常逮捕した。

5 広域盗犯特捜係（見当り捜査班）による指名手配被疑者の検挙等について

【報告の要旨】

熊本県警察では、平成29年3月28日発生したタクシー無賃乗車事件（詐欺）につき、平成29年4月13日、指名手配被疑者A（飲食店従業員、男性、29歳）を見当り捜査により通常逮捕した。

見当り捜査とは、指名手配被疑者の特徴を記憶し、繁華街等において手配者を捜し出す手法の捜査である。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「見当り捜査で指名手配を検挙しているのは、すごいことだと思う。また、実績を挙げることは、若い警察官の目標となり、励みにもなるのでしっかりと評価していただきたい。」旨の発言があった。

6 春の連休期における交通諸対策の推進について

【報告の要旨】

平成29年4月28日（金）から同年5月7日（日）までの10日間、春の連休期における交通諸対策を以下のとおり推進する。

(1) 交通死傷事故抑止対策

- ア 「見せる警戒活動」・「直接呼び掛けによる街頭指導」の推進
- イ 隣接警察署との連携強化

(2) 暴走族等対策

ア 基本方針

暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員（以下「暴走族等」という。）による集団暴走行為や各種違法事案の封じ込めを図る。

イ 対策の重点

- 個別指導の強化
- 事前情報の収集及び組織的共有
- 管理者対策の強化
- 情勢に合わせた暴走族等取締り
- 取締りの強化

(3) 交通渋滞解消対策

ア 事前対策

- 交通渋滞予想に基づく事前広報等

イ 期間中の対策

- 渋滞情報の収集及び交通情報板等による渋滞情報の提供
- 渋滞発生時の交通整理、う回誘導、現場広報、信号機の手動操作等
- 道路工事、各種作業等の抑制及び違法駐車車両の排除等
- 高速道路における、道路管理者と連携した渋滞抑止対策及び渋滞発生時の安全確保対策

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「連休中は、店舗のオープン、クルーズ船の入港等により、市街地の交通渋滞、雑踏事故が懸念されるので対策をお願いします。」旨の発言があり、警察から、「イベントの責任者に対し、駐車場周辺の交通渋滞を回避するため、警備員の配置、代替え駐車場の措置を指示し、状況により警察官の現場派遣を行うこととする。」旨の説明があった。

7 平成29年春の全国交通安全運動の実施結果について

【報告の要旨】

平成29年春の全国交通安全運動（4月6日～15日）実施期間の交通事故発生状況は、以下のとおりであった。

| | 平成29年 | 平成28年 | 増減数 | 増減率 |
|------|-------|-------|------|--------|
| 発生件数 | 159件 | 152件 | +7件 | +4.6% |
| 死者数 | 1人 | 2人 | -1人 | -50.0% |
| 負傷者数 | 219人 | 197人 | +22人 | +11.2% |

※ 発生件数及び負傷者数は暫定値

また、飲酒運転による人身事故の発生状況は、0件（前年同期比±0件）であった。

4月10日（月）、「交通事故死ゼロを目指す日」の交通事故死者は、全国の死者は13人で、本県は1人であった。

広報啓発活動等において、各署の実施状況は、以下のとおりであった。

| 出発式 | パレード | 推進大会 | キャンペーン | 競技大会 | 安全教育 | その他 | 合計 |
|-----|------|------|--------|------|------|-----|-----|
| 27 | 13 | 16 | 105 | 9 | 81 | 16 | 267 |

運動期間中の主な活動では、各警察署等において、

- 第31回交通安全県民大会（4月6日 交通企画課）
- 3世代交通安全教室（4月14日 熊本東警察署）
- 高齢者交通安全教室（4月14日 菊池警察署）

などを開催した。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「高齢者に対する夜間の交通安全教室は、反射材の効果を実際に体験することができるので効果的である。反射材の着用をさらに推進していただきたい。」旨の発言があった。

8 警備情勢について

【報告の要旨】

警備部から、警備情勢の報告が行われた。

9 出入国管理及び難民認定法違反事件被疑者の検挙について

【報告の要旨】

熊本県警察では、平成29年4月13日、出入国管理及び難民認定法違反（不法残留）で、被疑者A（解体作業員（自称）、男性、44歳）、同B（解体作業員（自称）、男性、29歳）、同C（解体作業員（自称）、男性、28歳）、（※国籍は全てフィリピン共和国）を現行犯逮捕した。

【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「この手の事件は増えているのか。他に事件を起こすことはないのか。」旨の質問があり、警察から、「年間1～5人の検挙であったが、震災後は、25人を検挙しており増加している状況にある。今のところ他の事件についての報告はされていない。」旨の説明があった。

第3 審議

警察署協議会委員の委嘱及び感謝状の贈呈について

警務部から、警察署協議会委員の委嘱及び感謝状の贈呈についての説明の後、審議が行われ、原案どおり承認された。

【説明の要旨】

警察署協議会は、警察改革要綱で示された「国民のための警察」を確立するため、警察法第53条の2により「警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関」として設置され、その委員は、都道府県公安委員会が委嘱するものである。

今回の委嘱は、平成13年6月1日の警察署協議会発足から9度目であり、平成27年に委嘱した委員の任期が5月31日で満了となることから、新規、再任及び再々任を含めて151人を委嘱するものであり、任期は2年である。

平均年齢は56.5歳で、女性の占める割合は43%（65人）である。

委員の選出に当たっては、住民の意見を警察行政に反映させるという警察署協議会設置の趣旨に鑑み、様々な地域、分野、年齢層等幅広い意見・要望の集約が図られ、警察署協議会の更なる活性化に資する委員の選出を基本方針とした。

6月1日以降に、各警察署において、委員に対する委嘱状の交付を行う予定である。

また、各警察署協議会の委員として3期を務め、満期で退任する46人の委員に対して、感謝状を贈呈する予定である。

第4 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から、監察業務の報告が行われた。

2 熊本県暴力団排除条例違反に係る勧告の決裁

組織犯罪対策課長から、熊本県暴力団排除条例違反に係る勧告についての説明があり、決裁が行われた。

3 福岡県弁護士会からの照会の回答

交通規制課長から、福岡県弁護士会からの照会についての説明があり、回答の決裁が行われた。

4 平成29年第11回定例会会議録の決裁

公安委員会事務室から、平成29年第11回定例会会議録の説明があり、決裁が行われた。

5 要望（H29 No.6 及びNo.8）の報告

公安委員会事務室から、要望（H29 No.6 及びNo.8）の報告が行われた。

6 要望（H29 No.7）の報告

公安委員会事務室から、要望（H29 No.7）の報告が行われた。

7 協議会委員の解職承認の決裁

公安委員会事務室から、協議会委員の解職承認の説明があり、決裁が行われた。

8 平成29年度警察署協議会委員委嘱の決裁

公安委員会事務室から、平成29年度警察署協議会委員委嘱の説明があり、決裁が行われた。

9 平成29年度警察署協議会委員の表彰上申の決裁

公安委員会事務室から、平成29年度警察署協議会委員の表彰上申の説明があり、決裁が行われた。

第5 事務連絡等

公安委員会事務室から、当面の行事予定について事務連絡等が行われた。